

令和4年度第2回食の安全安心審議会

日 時：令和5年3月20日（月）午後2時から午後3時50分まで

場 所：徳島グランヴィリオホテル 1階 グランヴィリオホール

出席者：内山 眞弓、吉田 妙子、喜島 寧子、川口 桂乃、高津 廣美、乃一 由子、
森本 尚子、山田 靖仁、犬伏 知子、関澤 純、稲木 俊生、松村 晃子、
石本 寛子、岡崎 貴世

【Webでの出席】井本 友子、谷野 圭助（以上、出席委員 16名）

発言者	議事内容
進行	<p>定刻が参りましたので、只今から令和4年度第2回食の安全安心審議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。</p> <p>本審議会は本日、委員総数25名のうち過半の、15名の方がお集まり、ご出席いただいています。まだお見えになられていない委員さんが2名いらっしゃいますが、このお二方来られたら17名となる予定です。県の食の安全安心推進条例施行規則第十条第二項の規定によりまして本審議会が成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>さて、この審議会は、報道関係の方に公開をしています。審議会の議事内容については、後日、県のホームページに公開いたします。議事録作成のために録音を、また、記録として写真の撮影もさせていただきます。ご了承ください。それでは開会にあたり、徳島県 瀬尾政策監からご挨拶を申し上げます。</p>
政策監	<p>開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。</p> <p>会長さんはじめ、委員の皆様方には大変お忙しい中、当審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろは本県の食の安全安心施策はじめ、県政各般にわたりまして、格別のご理解、ご協力を賜っておりますことにこの場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、今年度は夏に、全国高等学校総合体育大会が四国四県で開催されまして、本県でも地元の食材を使った食事で、多くの選手や観客の皆様、おもてなしをさせていただきました。大会開催前から宿泊施設や食品関連施設への監視指導を強化いたしましたところ、食中毒の発生もなく、無事に大会を終えることができたところです。</p>

今後も 2025 年に予定されています、大阪・関西万博や、大規模スポーツ大会など、多くの来県者が見込まれるイベント開催におきましては、計画的で、かつより効率的な監視指導を行ない、本県の食の安全安心の確保に努めてまいります。

また、昨年は食品表示法に基づき、徳島市の事業者に対しまして、わかめの産地に対する不適正表示の是正を指示、公表し、告発をさせていただきました。

県では、産地偽装に対し、より一層抑止力を発揮するため、科学的産地判別分析を積極的に活用した「とくしま食品表示 G メン」による徹底した監視活動を継続し、産地偽装は絶対に許さないとの強い気概のもと、今後とも不適正事案の事前防止と適正な法執行に努めて参ります。

さて、本日ご審議いただく議題は、令和 4 年度における食品衛生監視指導計画と食品表示適正化計画の実施状況、それと令和 5 年度計画、及び徳島県食品表示適正化基本計画の策定でございます。限られた時間でございますが、委員の皆様には忌憚のないご意見、ご提案となりますようお願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

進行

続きまして、会長からご挨拶をお願いします。

会長

皆さんこんにちは。久しぶりにお目にかかる方もおられますので、大変嬉しく思います。3 年間ウェブを通してしかお会いできなかった方も多いですが、今日は出席させていただいております。よろしくお願い申し上げます。

今日は皆様とお会いする、大切な食の安全安心審議会ですが、コロナ禍の対応による感染予防の前進の中で、食中毒予防も進んできた面があると思います。他方エッセンシャルスタッフの方、いろいろな介護とかにあたる方のご過労、また、飲食店の収入源、また雇用の停止、県民全般の外出控えと生活上の不安があったのではないかと思います。この中でも徳島県における消費者庁新未来創造戦略本部との協働などを通して、食品安全コミュニケーション、とりわけ本県でユニークと思われます、小、中、高校への出張セミナーなどを中心とする、食品安全の教育の進展には、目を見張るものがあると思います。今日は審議会の場で、普段お会いできない皆さんが、それぞれの場を代表していろいろお感じになっていること、お気づきの点など、是非、お知らせいただければと思います。簡単ですがご挨拶に代えさせていただきます。ありがと

うございます。

進行

ありがとうございました。ここで、所用のため政策監は退席をさせていただきます。

会長に進行をお願いすることといたしまして、議事に移らせていただきます。会長よろしく申し上げます。

会長

それでは議事の進行をさせていただきます。まず、**議題1 令和4年度徳島県食品衛生監視指導計画実施状況及び令和5年度計画案について**、最初に事務局から説明をお願いします。

事務局

初めに、令和4年度徳島県食品衛生監視指導計画の実施状況です。令和5年1月末までの状況を、資料1ページ、資料1-1に沿って説明します。

まず一番目の監視指導の実施状況です。2ページの別添1も併せてご覧ください。

監視指導対象となる施設は19,377件です。目標監視数がある施設はAからDランクまでの監視指導件数ですが、4,367回となっていて、年間目標数の6,355件の68%の達成です。これは昨年度の同時期集計の結果をやや上回っている状況です。

次に目標監視数を設定していない随時監視であるEランクの監視指導件数は、のべ3,636件です。今後も引き続き監視指導を行っていきたいと考えています。

次に二番目の食中毒の発生状況です。現在、県内で発生した食中毒事件は5件で、昨年度の4件より1件多い発生数です。今年度の食中毒の特徴は、鶏肉の加熱不十分な調理が原因と推測されます「カンピロバクター」によるものが2件、寄生虫のクドアによるものが1件、県内で初めて発生した植物性自然毒、「クワズイモ」によるものが1件、1月に調理員からの二次汚染が原因と推測されました「ノロウイルス」による食中毒が1件起こっています。

次に、3番目の収去等検査です。4ページ、別添2に、検体数の内訳を載せていますので、併せてご覧ください。まず(1)の検体数です。1月末までの状況は保健所が1,088検体、保健製薬環境センターが137検体、食肉衛生検査所が880件で、全体で2,105検体です。これを計画の予定数と比較すると、保健所は予定数に対して86.3%。保健製薬環境センターが予定数に対して88.4%、食肉衛生検査所は予定数に対して

84.6%となっており、全体としては計画数に対し、86%の進捗状況です。過去の違反発見状況ですが、違反発見が2件あり、6月に「あんず」から残留農薬の基準超過したものを発見しており、回収等の指示をしています。

10月には「ういろう」から、保存料であるソルビン酸カリウムの使用基準違反が発見され、回収及び製造所指導をおこなっています。引き続き、監視指導計画の目標値達成に向けて、除去検査を実施したいと考えています。

次に、5ページ、資料1-2、「令和5年度徳島県食品衛生監視指導計画策定のポイント」をご覧ください。令和5年度の監視指導計画ですが、目的としては、食品衛生法に基づいて毎年監視指導の実施に関する計画を策定しています。今回の計画の期間は、4月1日から1年間、令和6年3月31日までです。計画の内容は、令和4年度の食中毒や、違反発生状況などを踏まえて作成しています。また、2月1日から一ヶ月間、パブリックコメントを実施しており、この結果を37ページにつけていますが、その中で必要なものは意見を反映させています。三番目の重点的に実施する監視指導事業の部分については、まず食中毒対策として、カンピロバクターによる食中毒の防止対策を追加しています。

あとは、ノロウイルスによる食中毒の防止対策、食肉の生食および加熱不足による食中毒の防止対策、特定給食施設等における食中毒の防止対策を挙げています。(2)としては、ハサップに沿った衛生管理の取り組み支援ということで、ハサップの考え方を取り入れた衛生管理の定着に向けた助言指導と、定期的検証に係る研修会の開催を入れています。

(3)、(4)については、昨年度同様ですが、輸入、輸出食品の安全性確保対策と適正な食品表示への対策を入れています。それでは、実際の計画内容が7ページからつけています。昨年から変更した部分に下線を引いていますので、そちらを中心に説明します。

まず11ページ、下の方、(1)の食中毒防止対策の(ア)カンピロバクター対策という部分です。こちらは、下線部を変更していますが、県内においても加熱不十分な鶏肉が原因と推定される食中毒が毎年発生していることから、飲食店等に対して、食肉は中心部まで十分に加熱して提供するよう指導をおこなうということと、消費者に対しては、講習会やリーフレット等により、食肉の生食に関するリスクについての普及啓発を図ることとしています。

次に12ページをご覧ください。(オ)の飲食店における持ち帰り、宅配食品における食中毒防止対策の部分で、パブリックコメントのご指摘

をいただき、追加しています。消費者に対しての購入後の温度管理と消費期限の遵守について啓発に努めるという部分を追加しています。

次に 13 ページ、この部分については、(キ) ふぐ毒・貝毒等のマリントキシン対策の部分です。追加した内容としては、今年度、県内でフグの稚魚が混入した水産製品、「しらす」が、製造、販売されていたことから、製造業者に対して目視確認の徹底等、指導を行うことを追加しています。

そのまま下の方の(2) ハサップに沿った衛生管理の取組支援という部分ですが、こちらでは食品等事業者はハサップに沿った衛生管理に取り組むこととされており、食品営業施設への立入時には、取り組み状況の確認を行うとともに適切な運用ができるように助言指導を行って食品による危害事故の発生を防止して行くこととしています。

また、次のページに続いていくのですが、「徳島県食品衛生協会」と連携して、おもに飲食店や小規模事業者を対象とした「定期的検証(振り返り)に係る研修会」を開催して、食品等事業者の資質の向上を図ることとしています。

次に 16 ページ、一番上の(2) 食品に含まれる放射性物質対策ですが、二行目の最近の検出状況からを少し整理しています。最近の検出状況では、放射性物質濃度が全体として低下傾向にあり、基準値を超える品目も野生の鳥獣肉や山菜など、限定的です。よって、徳島県においては、厚生労働省が公表する検査結果を参考に、検査対象自治体で生産、製造されて県内に流通する食品を中心とした放射性物質検査を実施します、と書き換えています。

そのまま下の(9)の、いわゆる健康食品対策という部分、こちらは、パブリックコメントを反映させており、消費者に対してホームページ等を活用して健康食品を適切に利用するための知識の普及啓発に努めるということを追加しています。

次に 25 ページをご覧ください。

令和 5 年度の食品の収去検査計画です。この中で変更している部分は、一番下から二段目の所、食肉衛生検査所が実施する検査の中の一般食品の放射性物質検査の部分です。こちらは、令和 5 年度の検体数を 70 件から 20 件へ下げています。理由は、平成 23 年度福島原発事故が発生してから、放射性物質のモニタリング検査をずっと実施していますが、基準値を超えた県内流通食品がないこと、全国の検出状況を勘案し、検査数検体数の数を減らしています。

次に 26 ページ、別紙 3、監視指導回数は、本年と同じ監視頻度で計画

しています。以上で説明を終わります。

会長 続きます。安全性評価部会の部会長である、副会長から安全性評価部会での検討状況など補足すべきことがありましたらお願いします。

副会長 ただいま説明いただきました件、計画の実施状況、来年度の計画案は、この1月23日に部会員の皆様にご参加いただき、議論いただきました。欠席の方も多くて、人数が少なかったのも、非常に熱心なご討議をいただきました。出てきました意見については、計画の中に反映していただいております。特に食中毒は、若い世代には浸透していないのではないかと、若い世代に対しても、先ほども説明ありましたように、カンピロバクターは、肉の加熱不十分で食べてしまうことも多々あるようで、全国的にも多いようなので、そのあたり、リーフレットなどを作成して普及して欲しいというご意見がございました。引き続きよろしくをお願いします。

会長 どうもありがとうございました。それではご討議、ご質問等ありましたら、よろしくをお願いします。

〇〇委員 資料16ページの上から三行目、今回新しく盛り込んだ所、下線部が引かれている部分です。16ページの食品に含まれる放射性物質対策の所ですが、「放射性物質濃度が全体として低下傾向にあり、」というふうに記載されています。

この「全体として」というのは、何の全体になるのでしょうか。厳密に書かれた方がよいのではないかと思います。食品全体として、それとも環境全体として、どちらでしょうか。

事務局 ご質問ありがとうございます。書き方が中途半端で、おっしゃる通りだと思います。こちらの「全体として」というのは、食品の検査の結果で確認した中での全体なので、「食品」という言葉を入れさせていただこうと思います。

〇〇委員 ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

〇〇委員 1ページ目、違反発見状況という所で「ういろう」が、ソルビン酸カ

リウム使用基準違反で撤去、及び指導されたとありますが、このソルビン酸カリウムは、菓子類への使用は確かに認められてないですが、例えば原材料で、餡とか、ジャムとか、マーガリン、フラワーペーストとか、こういうものには使用が認められていますが、こちらの原材料の分が検出された場合はどうなるのですか。

事務局

ソルビン酸カリウムは、確かに餡類には使うことが可能ですので、「いろいろ」というと、どうしても「あんこ」へと繋がっていくのですが、「あんこ」を使って製造するのであれば、問題なかったのですが、そのような製造方法でなく、小豆など、材料がいろいろあったようなのですが、それらの中に一緒にソルビン酸も入れて作っていくという製造方法をとっていましたので、その使い方では基準上、使えないということで、製造所に対し改めて説明したというものです。

〇〇委員

製品検査、収去検査で検出したとしても、それが原材料として、その製造所で添加されていないければ、その菓子類からソルビン酸カリウムが検出されても違反ではない、という認識でよろしいですか。

事務局

はい。ソルビン酸カリウムが検出されても、こちらは製造所へ一度、確認のために立入をします。そこで、どういう作り方をしているか確認し、それは違反なのか、違反でないのかの判断をします。

〇〇委員

ありがとうございました。

会長

ありがとうございました。食品添加物の使用は、使用基準で、細かく使用対象や使用方法が定められていますので、事業者さんはその点をよく確認して是非利用していただきたいと思います。ほかにありますでしょうか。

もしなければ私の方から申します、資料5ページ一番下に、「適切な食品表示への対策」として、「期限表示、アレルギー物質、保存方法、食肉の表示基準等の適正な表示の徹底」とあります。実は食品衛生法が数年前に改正されて自主回収によるリコールの届出が義務化になりました。その結果、なぜ自主回収されたかという理由が、全国的に判るようになったのですが、その中身を見てみると、約三割が「アレルギー表示」、さらに三割が「期限表示」の違反でした。（そういったことで、「無駄に廃棄」と言うのもなんですが、）表示の違反を理由に、食品が廃棄される、

あるいは出荷できなくなることがあります。これは「食品ロスの削減」や「事業者の損害」ということを考えると、「期限表示」や「アレルギー表示」は、特に健康被害が出る可能性がありますので、気を付けておこなっていただくことが大切ではないかと思えます。

他に何かありますか。

ないようでしたら、令和4年度食品衛生監視指導計画実施状況及び令和5年度計画について、今ご指摘のあった部分を訂正することで、採択するとしてご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

なければ採択させていただきます。

では、議事を進めます。**議題2 徳島県食品表示適正化基本計画の策定について**、事務局から説明をお願いします。

事務局

議事2、徳島県食品表示適正化基本計画について説明します。

39ページ、資料2-1をご覧ください。

基本計画は、昨年12月9日から本年1月10日までの間、パブリックコメント制度による意見募集を実施しています。その際に審議会の委員の皆様には資料をお送りしていますので、パブリックコメントのご意見及び先般1月23日に開催しました安全性評価部会のご論議を踏まえ、修正した所を中心に説明します。

まず42ページ、上から八行目の下線部分です。こちらは、安全性評価部会において、文章がスムーズに流れていかないのでは、とのご意見をいただきましたので、前後のつながりを良くするため、消費者庁新未来創造戦略本部が開設され「たのを受けて、全国に先駆け」という所を追加しています。

続いて44ページ、一番下の下線の部分です。39ページにありますパブリックコメントのNo.9ですが、こちらの方で、「消費者庁の「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」や「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」を参照して、適正な表示、広告の推進を図ります。」と追加しては、とのご意見をいただきました。このご意見を参考にして、下線の部分、「また、消費者庁と連携し、食品関連事業者等が関連法令を正しく理解し、適正な表示を行うようガイドライン等の周知徹底を図ります。」という所を追加しました。

続いて45ページの中段、1の(3)認証制度、こちらパブリックコメ

ントのご意見により、認証制度の後に「等」を入れさせていただいています。

続いて46ページ、上段の下線の部分です。こちらは、安全性評価部会において、(2) 観光土産物の信頼性向上というふうに当初させていただいておりましたが、「3 監視指導体制等の充実」の中の項目としては、違和感があるのでは、というご意見をいただいた所です。よって、「観光土産物に対する重点的な監視指導」と項目を変更し、最後の所の下線部で、「Gメン等により重点的な監視指導を実施します。」と修正しています。

続いて47ページ。こちらは、「V 活動指標」ですが、下線部分です。

安全性評価部会及びパブリックコメントにおいて、活動指標は「随時」とか「推進」ではなく、具体的な数値にするべきではないか、とのご意見をいただきましたので、(2)については、「食の安全安心情報ポータルサイトの動画再生回数」として、単年度計画の中にありましたものを、「6,000回/年」ということで、具体的な数値を入れさせていただいています。

続いて(3) 食品表示出張相談窓口の設置回数、こちらも単年度計画の内容として入れさせていただいたものについて、「5回/年」として、具体的な数値を入れさせていただいています。説明は以上です。

会長

それでは今の説明についてご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

〇〇委員

徳島県食品表示適正化基本計画ということで、校正されると思うのですが、43ページの五の項目、上から四行目、の途中、「とともに」の「と」が一つ抜けていると思います。ただ、この脱字だけでなく、その次にまた、「ともに」と「ともに」が副詞の並列になっていますので、こちらの文章を見直されたらいかがかと思います。また、この基本計画の中に「ともに」という副詞がかなり多用されており、この一ページだけでも5回、その前のページも2回、結構多いので気になりました。

もう一つ、47ページの活動指標、(1) 食品表示関連講習等参加者数ですが、こちら私、毎年参加して、勉強させていただいています。ただ、食品関連事業者は、おそらく対象が2万近いと思いますが、一社一名が出たとしても200社しか受けられない。ということは1%の事業者になると思うのです。これが重点項目の一番目に挙げられている項目なので、できましたら、もっともっと勉強させてあげてほしいので、こちら

の人数、ご検討いただけたらと思います。

会長

よろしく申し上げます。

事務局

43 ページの脱字の所は修正し、「ともに」が多いというご指摘は、参考にさせていただきます。

講習会の参加者数については、また後ほど実績等を説明させていただきますが、安全性評価部会でのご意見等も踏まえ、200名としていますが、こちらは会長から、「以上」という文字をつけたらどうかとご意見をいただいております、そういう意味も含むということで、それ以上の数値を目指していきたいと考えています。

〇〇委員

ありがとうございました。

会長

ありがとうございます。他にございませんか。

〇〇委員

46 ページの観光土産物に対する重点的な監視指導で、お土産を販売している事業所を対象にしていますが、これは土産物、販売ではなく、作っている方への監視指導、ということになるのですか。

事務局

こちらの項目は、土産物を販売している食品関連事業者の方に対し、万博を機に来県される多くの方の、食への信頼を裏切らないように、ということで追加している項目です。例えば、「道の駅くるくるなると」とか、新たに大きな施設もできていますので、そのような所で買い物をしていただく中で、表示というのは、食品選択する上で、非常に重要な項目なので、表示が適正にできているかどうか、県内、西の方から、南の方までいろいろ土産物が販売されていると思いますので、重点的に監視指導を実施したいと考えています。

〇〇委員

ありがとうございます。

会長

すみません、事務局からの説明に加えて、副会長から、安全性評価部会での検討状況と、補足をお願いさせていただきます。次回しになって失礼しました。

副会長

だいたい事務局から説明していただいた通りですが、基本計画の案

は、11月10日と、先ほどの監視指導計画と一緒にですが、1月23日、二回ほど安全性評価部会で、議論していただきました。で、先ほど言っていた、46ページの、最初、(1)のGメン活動体制の強化という所が、「構築」になっていたの、それを「構築」っていうのは、もうすでに行っているの、で、「強化」にした方が良くはないかとか、それから(2)の修正、この観光土産物に対する「信頼性の向上」という項目になっていたのですが、やはりここは監視指導の項目なので違和感があるということで、修正いただいた所です。

それから、47ページの活動指標も、数値目標でない所が混じっていたので、それは数値にした方が、目標が明確になるだろうというご意見があり、修正した所です。

だいたい意見は、盛り込まれたと思います。以上です。

会長 どうも失礼しました。ありがとうございます。今の副会長さんからの、安全性評価部会でのご討議の結果を含め、さらにご質問等ありましたらお願いします。

〇〇委員 43ページの「計画の体系」の1、食品関連事業者等支援の推進で、来県者の増加が見込まれるとして、「きめ細やかな支援を行ない」という表現をされていますが、この点、どのような支援を現在計画されているか教えてください。

事務局 「きめ細やかな支援」ということで、単年度計画の実績の所でもありますように、例えば、県主催の食品表示制度講習会とか、食品関係業界団体との連携した講習会、適正表示相談窓口として電話による問い合わせ等の窓口を設けています。あと、栄養表示の相談窓口は、県庁安全衛生課と各保健所にあり、来られない方は電話相談させていただくとともに、出張相談窓口として、各講習会等の中で、電話ではなかなかわかりにくいという方は、直接顔合わせながら、相談に応じるということで、事業者の皆様方が分かりやすい形で支援をさせていただいています。

〇〇委員 ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。他にありますか。
もしなければ私の方で気づいたことを、追加させていただこうかと思
います。

45 ページ、(3) 認証制度等の運用による県産食品の信頼性の向上というのがあります。これ、食品表示の適正化ということのご提言、取り組みですが、実際には県産品のもちろん育成の保護っていうことは非常に大切なテーマだと思います。私がある所で聞いたお話では、地方、地域でいろいろ努力、農家の方が努力して開発された特産品が、国の名前を挙げてなんです、韓国や中国へ持ち帰られて、そこで大々的に栽培され、向こうの売上が日本の数倍以上になっているという例があるそうです。

栃木県の「とちおとめ」というイチゴが、韓国で大々的に栽培され、ソウルオリンピックで、カーリングの女性達が、「韓国のいちごはおいしいね」と言いながらもぐもぐ食べていたという写真がありましたが、実はこれは、日本の産品を向こうが持ち帰って栽培したものでした。そういったことで、せっかく努力して作った産品が、外国へ勝手に持ち帰られてしまう例があります。で、これに対して、大分県では「あまおう」というイチゴがありますが、大分県の知事さんが元特許庁の長官で、県産品を海外においても保護して行く観点から、手立てを打ったことによって、国内での知的財産権だけでなく、開発権を国際的に保護して行く方針を採ったために、大分県の「あまおう」は、どんどん輸出が伸びて実績を上げているそうです。徳島県でも、県産品として特徴ある作物がいろいろありますが、これを大阪・関西万博などで売り込みを図ることはもちろんですが、ただ、向こうがこれは美味しいと言って持ち帰ってしまっ、自分の国で勝手に栽培するようなことは是非、防いでいかなければいけませんので、徳島県としても適切な対応を検討していただきたいと考えています。

それから、46 ページの四番、「リスクコミュニケーションの推進」で、「多様なリスクコミュニケーション機会の提供」で、教育機関と連携し、食品安全をテーマとしたゼミナールなどが書いてあります。ホームページで見ると限りますが、徳島県のように小、中、高校に、出前で県職員や専門家を派遣して、食品安全について教育しているというのは、なかなか他所にはないものです。細かく見ていくと、例えば、「食品添加物の不使用」とかいう表示について、食品添加物は悪者のように扱われている面がありますが、文科省の指導要領の中で、食品添加物の中に有害なものがあるような記述があつて、それを家庭科の先生が信じて教えておられるということがあります。こういったことで、小、中、高校でも適切な食品添加物やその他の知識の指導という、徳島県が先進的に行っているようなことを、どんどん強化していくことはとても大切で、子どもの

時に教わったことは、「三つ子の魂百まで」ということで、なかなか変えられないということがあると思いますので、今後さらに強化していただければと思います。

何かありますでしょうか。

もしないようでしたら、このことについてお諮りします。議題2 徳島県食品表示適正化基本計画の策定について、ご指摘のあった点を修正することによって、採択させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議ないと認めます。

それでは議事を進めます。**議題3 令和4年度徳島県食品表示適正化計画実施状況及び令和5年度計画案について**、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議事3 令和4年度の実施状況、令和5年度の計画案について説明します。

51 ページ、資料3-1、(1) 食品表示関連講習会等参加者数は、4年度計画は200人で、1月末現在、222人と、目標達成です。詳細は52ページをご覧ください。こちらの「1」、県主催の食品表示制度講習会として、令和4年7月13日の美波庁舎を皮切りに、県下各ブロック単位で7回開催し、222名です。

続いて51ページ、(2) 食の安全安心情報ポータルサイトの活用促進です。動画再生回数累計で12,000回ということで、1月末現在で11,554回です。この内訳は、54ページに、YouTube「徳島県チャンネル」のNo.1の「食品表示法とは」が904回、から、No.21の食品表示制度講習会の409回まで、合計11,554回です。51ページにかえていただき、この1月末現在でして、現在、2月上旬には、12,000回を超えることができ、目標の12,000回ということで目標を達成しています。

(3) 表示相談窓口の充実、こちらが出張相談窓口の設置を3回に対して、4回ということです。

続いて、(4) 教育関係機関等との連携による講座等開催数です。4年度計画は25回、この1月末で26回ということで、目標を上回っています。53ページ、上から「ジュニア食品安全ゼミナール」として、小中学生を対象にして、美馬小学校から児安小学校の12回で341名の参加をいただいています。二段目の「食品表示ゼミナール」。こちらが高等学校、

高校生を対象として城西高等学校から、池田高等学校定時制課程まで7回、158名。その他教育関係機関と連携として、農業大学校、徳島大学、文理大学、四国大学等の7回ということで、26回実施させていただいています。

続いて51ページにお戻りいただき、(5)とくしま食品表示Gメンによる立入調査検査件数です。こちらは、3,200件の目標に対し、1月末現在で1,955件ということで、こちらの項目は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度から目標の未達成が続いています。今年度は、徳島県において、第七波のピークが8月23日に過去最高の3,182名、第八波の1月4日には2,100名の感染者が確認されています。夏季から冬季にかけ、非常に厳しい状況が続きました。このような中、感染防止対策を講じながら監視指導をしてきましたが、1月末時点で1,955件と、目標達成は厳しい状況です。なお、昨年度の実績2,393件を上回る、2,500件を今年度は目指したいと考えています。現在、新型コロナウイルスの感染者数は減少傾向であり、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部においても、3月13日からはマスクの着用は個人の判断を基本と、変更されています。更には5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置付けることが決定されており、次年度は、ポストコロナ新時代、大阪・関西万博に向け、しっかりと監視指導に取り組んでいきたいと考えています。

続いて(6)です。食品偽装防止等の抑止力となる科学的産地等判別分析件数は、計画の170件に対し、1月末時点で162件です。2月16日に8件結果が出ていますので、目標通り、170件実施、達成ということになっています。

続いて(7)です。食品表示ウォッチャーによる調査件数こちらが1,300件に対し、1,238件で、1月末の数字なので、2月末では1,370件と、目標達成です。

あと(8)中国四国農政局徳島県拠点との情報共有会議、12回ということで、月一回、会議を実施しており、1月末時点で10回、更に2月10日と3月8日に実施していますので、12回実施しています。

続いて、(9)事業者と連携したリスクコミュニケーションの開催です。これは計画3回に対して、3回の実施ということです。

最後に(10)食に関する正しい知識の普及に関するイベント等参加者数。こちらは900人の計画であり、1月末時点で841人、こちらは53ページをご覧ください。こちらのリスクコミュニケーションの、上の「ジュニア食品安全ゼミナール」から下の「事業者連携リスクコミュニケー

ション」の合計として841ですが、下から二段、2ブロック目、「シンポジウム形式リスクコミュニケーション」として、消費者庁と連携、後援をいただき、これは1月末時点なので、実績に反映していませんが、先般、3月12日に健康食品に関するリスクコミュニケーションをザ・グラントパレス徳島で実施したところ、93名の方の参加を得ていますので、934名ということで、900名の目標達成ということになります。

続いて、55ページ、資料3-2、令和5年度徳島県食品表示適正化計画案についてです。

単年度計画ですが、こちらは令和4年度と同様に、「食品関連事業者等による食品表示の適正化」、「消費者教育による食品表示の正しい理解の促進」、「監視指導体制等の充実」、「リスクコミュニケーションの推進」、この四つの内容について、重点政策として計画的に実施することとしているので、前年度、4年度の計画との変更点について、説明します。

58ページの中段、「3 監視指導体制等の充実」として、(2)で、観光土産物に対する重点的な監視指導の項目を、単年度計画にも新たに追加しています。

中身といたしましては、大阪・関西万博を契機として本県への観光客の増加が見込まれることから、県内で、観光土産物を販売する食品関連事業者等を対象として、Gメン等により重点的な監視指導を実施します、ということとしています。

続いて60ページ、計画数値目標です。安全性評価部会において、長期的な計画である、基本計画の目標に入っていない項目は、単年度計画において目標として取り上げるのはどうなのかということで、違和感がある、というご意見をいただいています。

それで、基本計画にないものについては、本文の中に記載したらどうか、ということでありましたので、令和4年度の計画にありました「中国四国農政局徳島県拠点との情報共有会議」については、この数値目標から除いて、本文の中に入れる形で、59ページ、(7)国等との連携強化において、こちらの3行目にありますが、本文の中に「徳島県食品表示監視協議会」の後に、「情報共有会議」を追加しています。説明は以上です。

会長

それでは安全性評価部会での検討状況と補足について、副会長さんからお願いします。

副会長

令和4年度の計画実施状況、令和5年度の計画案は、ただいま説明し

ていただいた通りです。コロナの非常に影響がある中の監視指導、Gメンの監視指導については、影響を受けていますが、その他、教育機関等と連携した講座などは目標通り達成されているということと、先ほど説明ありました、基本計画と単年度計画の目標数値の項目についてもご意見があり、基本計画に合わせる形で修正していただいています。

会長

ありがとうございます。今、安全性評価部会でのご議論の結果も追加されましたが、各コメントでもいろいろなご意見をすでに寄せられて、それを積極的に取り入れられた結果が今日のご提案になっていると思いますが、何かご質問等ありますか。

〇〇委員

教育機関等との連携による講座等開催数、コロナの中で、たくさん行われていること、ありがたく思います。近年、子ども達は、コロナ禍で、学校と家庭以外の大人達からの学びの機会がすごく少なくなっていて、それに関して親としては懸念しているところがあり、25回、たいへん多いですが、もっとできるのであれば、もう少し増やしていただけたらありがたいと思います。

事務局

ありがとうございます。こちらは、年度初めに教育委員会を通じて各学校に要望調査をしています。来年度も教育委員会を通じて募集しますので、なるべく多くの小中高、いろいろな所の要望に応じていきたいと考えています。引き続きよろしくお願ひします。

会長

ありがとうございます。各学校を通してとのことですが、皆様からも学校の方を通して、またお願いすることもあるかと思ひます。よろしくお願ひします。

他にありますでしょうか。

〇〇委員

「食品表示Gメンによる立入調査検査件数」がコロナ禍によって、令和2年度からずっと件数が未達成であるとのことですが、例えば「食品表示ウォッチャーによる調査件数」の方は、ほぼ目標は達成されているわけですね。一方で「Gメンの調査件数」は未達成であると。件数の絶対数が当然違うということも理解できますが、基本的に「Gメン」は対面調査にならざるを得ないということなんでしょうか。逆にいうと、「食品表示ウォッチャーの調査件数」は非対面で可能だから、コロナ禍でも達成できる。一方、「Gメン」は、非対面ではできないから件数が伸

びない、ということでしょうか。

もう一点、(2)で、この「ポータルサイトの動画再生回数」がありますが、この目標を達成するため、県当局が、インセンティブというか、この目標達成のためにどういう活動をされているかということをお聞かせ願えたらと思います。

会長

ありがとうございます。よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございます。Gメンによる立入調査検査件数は、事業者に行って、対面で実施するというので、やはり接触、三密を避けるということで、やはり、夏場、第七波、第八波の頃は、配慮が必要だったということ、あと、ウォッチャーの調査件数は、こちらは消費者協会の皆さんとか、子育て世代の方に「食品表示ウォッチャー」になっていただいております。通常の買い物の中で買ったもの、または買い物途中で表示を見ていただき、何か不備な点があれば、こちらに調査票を出していただく形の中でしたので、コロナ禍でも買い物には行っていただいておりますので、こちらについては計画通りに進んだという違いがあるのが、一点目のご質問に対するお答えです。

続いて二点目、動画再生回数は、コロナ禍で、講習会が実施できない事情もあり、その代替の意味もありますが、動画で、講習会に参加できない分は、この動画も活用しながら、事業者の皆さんに対し、食品表示の法律、表示の考え方など、動画で紹介しているということで、実際、今年は講習会等も実施しましたので、講習会においても、他にもこういう動画で見えますということで、講習会の中でPRもしています。ホームページにも情報を載せています。あと、適正表示相談窓口でお問い合わせをいただいた方にも、こういった動画があることを紹介、PRし、動画再生回数を目標として設定しています。

〇〇委員

了解しました。ありがとうございました。

会長

よろしければ徳島新聞社の方でも時々ご紹介いただくというようなことがあっても良いのかなと思います。よろしくお願いします。

〇〇委員

ありがとうございます。

会長

ありますでしょうか。お願いします。

- 〇〇委員 先ほど「食品表示 G メンによる立入調査検査件数」ということで、2,500 回を見込むとしていますが、これはどういう食品を主に検査しているのか。そして一年間検査した中で、何がやはり多いのか、また、科学的分析の判別の検査でも、科学的に何を主に検査しているのか、そして、その結果はどうだったのかお伺いしたい。
- 事務局 「G メンによる検査」の中身は、生鮮食品、加工食品であり、食品全般、検査しています。「産地判別分析」は、どの品目でとか、そのあたりの情報はこちらの手の内を明かすことにはなりますが、基本的には「わかめ」を重点品目としています。
- あと、お米の品種など、いろいろ 170 件の中で、「わかめ」では、県外の関西本部や東京本部の G メンの協力も得ながら、県内流通品だけでなく、首都圏で流通している徳島県産品も、分析して監視に努めています。
- 〇〇委員 ありがとうございます。でも、調べた結果、どういう品目が多いのかは、もう大体は分かっていますか。品目の中では。
- 事務局 分析の部分ですか。
- 〇〇委員 分析の結果です。
- 事務局 「わかめ」が一番多いのですが、今手持ち資料がないので。
- 〇〇委員 またあとで教えてください。お願いします。
- 会長 ありがとうございます。「G メン」や「ウォッチャー」は、独特な制度だと思えますが、なかなかご苦勞が多いのではないかと思いますし、その、監視内容も含めて、ウォッチャーさんのご苦勞の一端でも、いろいろホームページ等でもご紹介いただいてもいいのではないかと思います。よろしくお願いします。他にありますでしょうか。
- 〇〇委員 確認といえますか、資料の 60 ページと、それと 47 ページがリンクしているのではないかと思います。60 ページの数値目標と 47 ページの活動指標が似ていますが、違うのが、60 ページの八番と九番が別になっている所です。

「リスクコミュニケーションの開催3回」と、「参加者数が900人」を同じにする必要はないのでしょうか。理由があるのでしょうか。

事務局

基本計画は八点あって、単年度計画は九点、十個あったのを一つ、本文に入れましたが、あと八番、60ページの事業者連携のリスクコミュニケーションの開催と、これもこの数字の開催における、参加者数は、47ページの(8)のイベント数にカウントされており、この8だけ、単年度計画について、従来から特出しで、出てきていますので、基本計画の8の指標と、単年度計画の9個の指標については関連性があるということで、単年度は一つ、8を特出しして書いているということで、関連のない過去からあった、徳島県拠点との情報共有会議は、本文の中に入れさせていただくということで、安全性評価部会の中で調整させていただいています。

〇〇委員

同じにする必要はないということですね、わかりました。

会長

私も今ご指摘でおやっと思ったのですが、ありがとうございます。他に何か、いかがでしょうか。

〇〇委員

先ほど、会長が、適正表示の違反で、「アレルギー表示」と「期限表示」が、三割、三割で、非常に多いというお話、聞かせていただいたのですが、おそらく「Gメン」による、立入検査等で調査ができるのだと思うのですが、徳島県の場合、そういう発生事例はどのようになっていますか。

事務局

すみません、もう一度お願いします。

〇〇委員

会長のお話で、適正な食品表示の違反事項にして「期限表示」、「アレルギー表示」が、比較的、全国で見ると、約六割近く、三割、三割ぐらいと、確かおっしゃったのですが、食品ロスにもつながって非常に無駄が多いのではないかと、というお話をお聞きしたのですが、その点、徳島県の場合、どうなっているのか、わかれば教えていただきたい。

事務局

会長から、自主回収の、厚生労働省が新しく届出制度を創設したということで、その中の「アレルギー表示」とか「期限表示」が三割、三割ということで、これは、自主回収の届出の説明であり、Gメン調査の、

産地偽装とか産地表示のものとはリンクはしないのですが、自主回収については、システム上に、事業者が入力して、それを保健所がチェックして、当課がチェックして、消費者庁に報告するという中で、今年度、新聞にも資料提供をしてきましたが、アレルゲンの表示ができてなかったとか、表示ラベルを間違っって貼っていたとか、期限表示が実際のものより長くなっていたとか、そういうものが、徳島県で入力したのも、「アレルゲン」、「期限表示」の間違いというのが多かったと思います。

〇〇委員

わかりました。ありがとうございました。

会長

少し説明が不足だったかもしれません。自主回収した件数の中の届出のパーセントということでした。

事務局

それと、先ほど〇〇委員さんからの、産地判別分析の内訳ですが、重点品目としては「わかめ」が中心で、あとは「精米」、「こんにゃく」、「豆腐」とか、加工品を中心に昨年度は実施し、今年度も同様な感じになる予定です。

〇〇委員

お米は品種ですか。

事務局

そうです。品種の判別を実施しています。

会長

ご質問ありがとうございました。食品表示については、徳島県は先進的な取り組みを進めておられると思いますが、国の方では消費者庁で、食品表示基準として、Q&Aを900ページぐらいだったと思いますが、詳しく出していて、事業者としても、これをちゃんとフォローしていくこと自体が大変なことだと思います。ちょっとした違反で引っかかってしまうこともあると思いますが、ご自分の関係した、せっかくの販売商品ですので、大切に考えてやっていっていただければと思います。

他にありますでしょうか。お願いします。

〇〇委員

53ページに、「食品表示ゼミナール」とか、「教育機関との連携」の実績を載せていますが、こういう講習をおこなった学校は、栄養とか食品系の学科がある学校を選んでおこなわれているのでしょうか。

事務局

教育委員会を通じて、各学校に要望調査をしています。城西高校、小

松島西高校など、「栄養」とかを勉強されている所では、栄養成分表示等、そういったことを要望いただいて、そういうことを勉強していただいているという状況です。

〇〇委員 わかりました。私は、普通科高校でしたが、周囲に割と、栄養のことなど興味を持つ友達がいたので、もし、学科などで絞られているのであれば、そういう縛りなく広くやったら、ゆくゆくその、「食品表示ウォッチャー」の確保につながったりするのではないかと思いました。

事務局 いろいろな学校の方からご要望があれば、いろいろと講座をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

〇〇委員 ありがとうございます。

会長 お願いします。

〇〇委員 毎年、私の学科、食物栄養学科ですが、食品表示ウォッチャー研修をしていただき、大変勉強になっていまして、興味ある学生はそれで卒論を書いたりして頑張っています。いつもお世話になっています。また、よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。

会長 まだ時間もありますので、今の議題3についてのご意見、あるいはご質問に加えて、もし先ほど、質問しそびれたというか、何かお気づきになったことでも、是非この場でおっしゃっていただければと思います。

〇〇委員 観光土産物に対する重点的な監視指導とか、大阪・関西万博の誘致で、県内を盛り上げようという形で書かれているのですが、インバウンドの対策というか、食品表示にとって、日本の国内法規に沿った表示だと思うのですが、インバウンド観光客に対しての、そういった食品表示の指導とか支援とかはありますか。

事務局 基本的に、この輸入品については、食品表示法に基づいて表示がなされていますので、そのあたりがきちんとできているかどうかについて、国内流通食品の表示も含めて適正な表示かどうかについては、監視、指

導をしたいと考えていますのでよろしくお願いします。

〇〇委員

ありがとうございました。

会長

食品表示というのは、非常にいろいろ難しい面があり、特に「原料原産地表示」、「原産国表示」というものがありますが、事業者もご苦労なさっているとお聞きしますのは、世界中から、原材料を輸入していて、ゴマにしても九カ国ぐらいから、産地の状況とか、価格も含めて検討して、輸入しているということで、頻繁に変動するということがあって、それをいつも正しく表示するのは、なかなか大変なので、消費者庁では「輸入又は国産」というどちらか訳の分からない表示の例も挙げていますが、どういった形で表示するのが適切なのかということを含め、実際の原材料の輸入状況、そういう事情も踏まえた適切な表示がどうあるべきか、まだまだこれからよく考えていく必要がある課題ではないかと思えます。

まだ、お時間がございます。

〇〇委員

出張相談窓口の回数とその機会について、出張相談窓口は、その食品表示制度講習会とかの機会を捉えて開催しているようですが、その機会の割には少ないのではないかと。5回でいいのかというところ、いかがでしょうか。

事務局

ありがとうございます。この5回については、ブロックごと、美波、阿南、徳島、美馬、三好の5回ということで、基本的に、5回と書いていますが、会長から「以上」をつけたら、というご意見もあり、「以上」という意味を含むということで、ここに書いておりませんが、そのブロックを中心に、各エリアまんべんなく実施し、5回以上を目指して、各エリアについて、直接顔を合わせて相談、電話では分かりにくい、伝わりにくいことも含めて、窓口に来ていただいて、直接お話を聴いて相談に乗る、という形で開催し、適正化に努めて、繋げていきたいと考えています。5回以上を目指して開催したいと考えています。

〇〇委員

よろしくお願いします。

〇〇委員

講習会とか研修会とか、私、吉野川市なのですが、セントラルホテル鴨島で食品表示制度講習会とかやっているのですが、そして県の婦人会

も委託事業で食品表示セミナーとかそういうことをやっているのです。県でもこういうことをやられているのかなと思っているのだけど、7回しているのですが、もっとされたら良いのではと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

講習会等は、県主催のものとか、食品関連業界団体との連携により、農産物検査員研修、物産協会、農協、活竹祭の実行委員会、道の駅など、様々な団体から講習会のお声がかかった場合は、食品表示の講習会を実施していますので、引き続き、そういう形で、なかなか表示基準を、先ほど会長が言われたように、900 ページもある基準があったり Q&A があったり、いろいろ複雑なので、相談窓口とか、講習会とか、いろいろな機会を通じて、わかりやすく、適正化に向けて、事業者のご相談に乗っていただけると考えています。

〇〇委員

ありがとうございました。

会長

お願いします。

〇〇委員

いつも「ウォッチャー研修」として、表示の研修をしてもらっているのですが、マンネリ化して、いつも同じような内容で、委員さん方から、もうちょっと工夫した研修をして欲しいという要望があり、具体的にどのようなしてもらえれば良いか、こちらから要望が具体的に挙げられればよいのですが、いつも同じような研修内容ということで、変えていただけたらなというのがあります。それと「ウォッチャー」についても、この頃、適正表示、事業者さんの表示はほとんど 90%、100% 近く、適正に表示されているのを調査するというのは無駄が多いのではないかとということもあって、前の審議会でも発言させていただいたのですが、違った角度で考えているという、県からのお話もありました。それは「産直市」とかであればまだ徹底できていないので、そちらの方も調査したら、調査して欲しいということだったのですが、それは違うのではないかとのお話もありまして、それは、農家の方々が、高齢者の方々が生きがいのことであるのを、何が書けていないとか、こういうことを書けていないとか、基本的なことは書けていると思うのですが、細かい所までチェック入れるのは忍びないという話もあります。

要は、研修をもっと充実して欲しいということと、表示はもう事業者は 100% 近く適正なので、違う角度で、またウォッチャーの調査をした

い、という二点です。

事務局

ありがとうございます。まずウォッチャーについては、昨年の6月と先般、研修会を実施し、ありがとうございました。その中で、研修として「食品表示法」など、表示について講習をさせていただいています。

普段の買い物、スーパーなど、そのような所では、表示の適正な率が上がっていて、概ねできている状況でして、今年度「ウォッチャー」については、「食の達人」という、ウォッチャーの中から長年、5年以上活動いただいている方は、「食品表示の達人」として、新たな制度も作っており、そういった活動をしていただき、その中で重点品目として「漬物」や、違った角度での調査にもご協力いただいています。

産直市の話がありましたが、そのような所を新たにウォッチャーさんに調査いただき、その報告内容を受けて、不適正な、表示ができていない店舗には「Gメン」が直接出向いて指導します。産直市への指導は当課がおこないますので、なるべく幅広い情報を、通常の買い物の中でご協力いただき、収集、報告いただき、産直市においても表示は必要なので、直売所においても適正な表示率が上がるよう、監視指導に努めていきたいと思えます。

また、ウォッチャー研修の内容は、次年度に向けて、中身を検討し、引き続きご協力をお願いしたいと思います。いろいろ意見交換しながら進めさせていただきたいと思えます。引き続きよろしく申し上げます。

会長

まだご発言いただけてない方はおられませんか。

〇〇委員

私は、生産者の立場から、食品表示についての今の悩みというのは、先ほどお話があったように、原材料の確保がまずできないということが多々あります。

私は鶏肉の事業者ですが、鳥インフルエンザが、今年、過去最大級に発生し、国産の鶏肉を確保することが難しいということがあり、それより以前は、タイでコロナがあり、従業員が確保できないことから、タイ産の鶏肉が輸入できないということでニュースになっていたと思えます。卵が確保できないとか、コンビニでチキンナゲットを売ることができないとか、そういったことが多々あり、原材料を確保し、正直に表示を作るためには当然、容器、包材を作り変える必要があり、そのようなケースがコロナ禍によって、本当に頻繁に起こるようになってしまいました。そういうことを踏まえ、これから望むことは、もう少し、原材料

表示を柔軟化、これはもう国で決まっていることなので、とても難しいことだと思うのですが、そういう原料が確保できない時は、こういう風にしても良いですよと、一応、ルールはあるのですが、それがいざ、さあ商品を作ろうという時に原材料がありませんとなって、たくさん作った包材が使えないということが多々あり、そのような悩みがあります。消費者のご理解が一番だと思いますが、例えば、「ホームページで確認してください」とか、そういったことにもご協力していただけたらと思います。

事務局

食品表示はいろいろな変更がなされてきていますので、そのあたり、なるべく事業者の負担にならないよう、そういった声があるということは、国に対し、機会あるごとに伝えていきたいと考えます。

会長

ありがとうございます。事業者の方は大変ご苦労なさっているのではないかと想像します。本当に食品表示というのは、細かい規定がたくさんあって、なかなかそれを全部理解して、その通りにやること自体が大変なことであろうと思います。

そういったことで、監視指導の対象としてではなく、皆さんが美味しく食べて健康になれるということを、この審議会としても、一つの大切な目標として、いつも考えていきたいと思います。

令和4年度徳島県食品表示適正化計画の実施状況及び令和5年度計画案について、他にご意見がなければ、ご報告と提案について、修正を入れて、ご採択いただけますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、本日の議事を終了します。議事進行を事務局にお返しします。

進行

長時間のご審議ありがとうございました。それでは、会長から一言お願いをします。

会長

今日は皆さん貴重なお時間を割いて、いろいろな活発なご意見をいただき、ありがとうございました。私としては個人的な今後の考えとしても展望として、この豊かな自然を背景とした県産品の育成と保護、またそれを支える学校教育などでの、安全と安心の積極的な推進、関係者の

間の協力による、健康的な食生活の保護と推進ということで、是非皆さんと今後とも協力させていただきたいと思います。

ちょっと離れますが、アメリカでは、Dietary Supplement Health and Education Act という法律があって、Health Education の責任について国の法律で決めています。日本では「食育」というのはありますが、健康との関係、あるいは美味しく食べて元気になるということは、コロナに対抗する上でも大切なことですが、是非徳島県が一つ、先頭を切って、先駆けて進めていただけるように、皆様のお力を今後ともご協力いただければと思います。ありがとうございました。

進行

ありがとうございました。それでは審議会の終了にあたりまして、玉田消費者暮らし安全局長からご挨拶を申し上げます。

消費者暮らし
安全局長

委員の皆様方には年度末の忙しい中ご出席いただきまして、またご審議の中では、計画の記述をはじめ、それから表示に関するご苦労だとか、監視指導のあり方だとか、あるいは学校教育の重要性等について、ご意見を賜りました。重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

本日いただきましたご意見、ご提言を踏まえ、関係者としてしっかりと連携をして、本県の食の安全安心を推進し、県民はもとより 2025 年の大阪・関西万博で、本県を訪れる方々にも安全で安心なおもてなし、これができるように、しっかりと取り組んで参りたいと思います。皆様方にもなお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

進行

以上をもちまして令和 4 年度第二回徳島県食の安全安心審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。ありがとうございました。